

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

厚生年金関係 8件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年12月1日から21年1月4日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年1月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和51年8月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月1日から21年1月4日まで  
② 昭和51年8月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、厚生年金保険の記録では、C社に係る申立期間②の標準報酬月額は20万円となっているが、昭和51年8月の給与明細書の厚生年金保険料控除額は32万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額となっているため、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社発令の昭和20年12月1日付け辞令書及びB社発行の32年12月16日付け勤続20年の表彰状から判断すると、申立人は、当該期間にA社に継続して勤務し（20年12月1日に、同社D店から同社E支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社E支店は、昭和21年1月4日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社D店において引き続き有すべきものである。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、150円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が提出した昭和51年8月の給与明細書により、申立人は、同年8月の給与から標準報酬月額32万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の昭和51年10月の標準報酬月額について32万円とする旨の記載があるところ、当該標準報酬月額は、上記の給与明細書における厚生年金保険料の控除に見合う標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年11月20日から3年8月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を元年11月から2年9月までは30万円、同年10月から3年7月までは32万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成3年5月1日から同年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成3年5月から同年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成3年8月1日から4年6月8日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年6月8日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成4年6月8日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年11月20日から3年8月1日まで  
② 平成3年8月1日から4年7月1日まで

私は、平成元年 11 月 20 日から 4 年 6 月 30 日までの期間において A 社に勤務していた。当時の給与は、元年 11 月から 2 年 7 月までは 28 万円、同年 8 月から 3 年 4 月までは 30 万円、同年 5 月から 4 年 5 月までは 50 万円、同年 6 月は 16 万 6,000 円であったにもかかわらず、ねんきん定期便では、申立期間①の標準報酬月額が 24 万円になっている。調査の上、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、平成 3 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、4 年 6 月 30 日まで勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年 11 月から 2 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 3 年 7 月までは 32 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 3 年 8 月 1 日）より後の 4 年 6 月 8 日付けで、遡って 24 万円に訂正されている上、申立人を除く 4 名の標準報酬月額についても引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A 社の元事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所に相談に行った記憶がある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成元年 11 月から 2 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 3 年 7 月までは 32 万円に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間①のうち、平成 3 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、申立人が所持する賃金台帳により、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成3年8月1日から4年6月8日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人の所持する賃金台帳から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は平成3年8月1日となっているが、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の4年6月8日付けで行われている上、申立人を除く4名についても遡った資格喪失処理が確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、上述のとおり、A社の元事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所に相談に行った記憶がある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該資格喪失処理に係る記録は、有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理日である平成4年6月8日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、当該喪失処理前の社会保険事務所の記録から、50万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成4年6月8日から同年7月1日の期間について、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する上記賃金台帳により、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記賃金台帳の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

一方、上述のとおり、A社は、平成3年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては、適用事業所としての記録が無い。しかしながら、同社の商業登記簿謄本から、当該期間においても法人の事業所であったことが確認できることから、同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年3月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月31日から同年3月1日まで

私は、平成7年6月1日から8年2月29日までA社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人がA社の後に勤務したB社が保管していた申立人に係る雇用契約書、訪問カード及び身上調査報告書により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は、A社において平成8年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、当該資格喪失した旨の処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年1月31日より後の同年4月25日に行われている上、複数の同僚についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年3月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該喪失処理前の記録から、18万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B工場における資格喪失日に係る記録を昭和24年1月10日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年1月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは3,000円、同年12月は3,600円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月10日から24年1月10日まで

私は、昭和22年5月にA社B工場にD職として入社し、E作業に従事してきたが、23年末に工場を本社のある地に移転することとなり、通勤ができないので辞めることとした。24年1月にF社の入社試験を受け合格したのでA社に退社届を出した。給料明細書は無いがF社に入社した際の履歴書を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和24年1月にA社B工場から就職活動をしていいと言われていたことを記憶していることや申立人が同社の後に勤務したF社が保管している申立人の履歴書から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和23年1月10日となっている。

しかしながら、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和23年1月10日に被保険者資格を喪失している記録があるにもかかわらず、同日以降の同年8月1日及び同年12月1日に標準報酬月額が改定された記録があることから、事業主が申立人の資格喪失日を同年1月10日と届け出たとは考え難い。



また、当該被保険者名簿には、申立人と同様に被保険者資格喪失日以降に標準報酬月額が改定された記録がある同僚がいることから、社会保険事務所（当時）の記録が適正に管理されていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和24年1月10日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和23年1月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは3,000円、同年12月は3,600円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年8月10日まで

私は、昭和49年4月1日にA社に入社し、2か月間の合同研修の後、同社にC職として勤務していた。厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者資格取得日は、同年8月10日となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

同期入社3名は、同じ合同研修を受け、同じC職であったが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社日と同日の昭和49年4月1日となっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の上司の証言、D厚生年金基金の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、上記の上司は、「A社は、厚生年金保険に加入させない試用期間等を設けておらず、正社員は、入社時から厚生年金保険に加入させる取扱いだった。」と供述している。

さらに、申立人及び当該上司が、「申立人と同様、昭和49年4月1日に入社し、申立人と同じC職であった。」とする同僚3名の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録によると、入社日と同日の昭和

49年4月1日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成20年10月1日とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年10月1日から21年7月1日まで  
私は、平成20年10月1日にA社に入社し、現在も継続して勤務している。

しかし、申立期間においても厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成20年10月1日とされているが、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社が加入するB健康保険組合の被保険者台帳及びC厚生年金基金の加入員台帳から、申立人は、同社に平成20年10月1日から継続して勤務していたことが認められる上、同社の賃金台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から 47 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出していないことが、磁気媒体届書から確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 10 月から 21 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和35年3月11日から同年8月18日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年3月は9,000円、同年4月は1万2,000円、同年5月から同年7月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和40年9月26日から同年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月頃から同年8月18日まで  
② 昭和38年3月20日から同年4月1日まで  
③ 昭和40年9月26日から同年10月1日まで

私は、昭和35年3月頃にA社に入社し、D作業所で、E職として勤務していた。給与明細書に記載された会社の名称から、会社は、B社及びC社と変わったようであるが、同社の解散に伴い40年9月末日に同社を退職するまで当該作業所に継続して勤務していた。しかし、このうち申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げた元同僚を含むA社の元社員の証言並びに申立人が所持する給与明細書の書式及び記載内容から判断すると、申立人は当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日について、申立人は、昭和35年3月頃から同社に勤務していたと述べており、申立人が所持する同年3月分の給与明細書における基本給算定日数が18日分となっていることから判断すると、同年3月11日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、昭和35年3月は9,000円、同年4月は1万2,000円、同年5月から同年7月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和54年1月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人が所持するC社発行の昭和40年9月分及び同年10月分の給与明細書の記載内容から、申立人は当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格喪失日については、申立人は、昭和40年9月30日に同社を退職したと述べていること、及び申立人が所持する同年10月分の給与明細書には厚生年金保険料控除の記載が無いことから判断すると、同年10月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年9月分の給与明細書及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同年8月の標準報酬月額の記録により4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、昭和40年10月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主は既に死亡しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人が名前を挙げた元同僚は、「申立人のことを知っている。申立人はA社、B社及びC社に継続して勤務していた。」と証言している上、申立人が所持するC社発行の昭和38年度上期賞与明細書及びF社が保管していた人事台帳の記録により、申立人が申立期間②当時、B社及びC社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、B社は昭和38年3月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、C社は同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社は、昭和40年10月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、B社及びC社の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社及びC社に係る上記被保険者名簿において、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和38年3月20日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した者は5名確認できるが、このうち同社の被保険者資格を喪失した後、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年4月1日付けで同社の被保険者資格を取得している者は、申立人を含む3名であったことが確認でき、いずれもオンライン記録と一致している。

加えて、B社及びC社に係る上記被保険者名簿において、申立期間②前後に厚生年金保険被保険者であることが確認でき、かつ、連絡先の判明した者に対する文書照会結果によっても、申立期間②におけるB社又はC社の事業主による給与からの厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがえる



関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 29 日から 47 年 12 月 1 日まで  
オンライン記録によると、私がA社で働いていた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間において、私は、同社の各地売店、店舗の店長として勤務していたと同時に、独立して会社を設立する準備もしていたため、B社を設立した昭和 47 年 11 月までA社に勤務していたことは間違いない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社を合併したC社の事業主及び同僚等の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和 45 年 11 月 28 日にA社を離職していることが確認でき、オンライン記録と符合している。

また、C社は、「当時の資料を保管していないため、申立期間における申立人の雇用形態及び厚生年金保険料の控除は不明である。」と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間当時、同じ勤務形態であったとして名前を挙げた同僚は既に死亡していることから証言を得ることはできないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は、昭和 45 年 11 月 29 日であることが確認でき、オンラ

イン記録と一致する上、記録管理上の不自然さは見当たらない。

なお、申立人は、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が誤っている旨述べているが、上記記号番号は申立人が申立期間より前にD社の厚生年金保険被保険者資格を取得した際、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号として払い出された記号番号と一致しており、事務処理上の不自然さは無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 7467 (事案 2526 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月 1 日から 50 年 7 月 4 日まで  
② 昭和 59 年 12 月 31 日から 60 年 6 月 1 日まで

オンライン記録によると、私が代表取締役として設立したA社の、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。商業登記簿謄本により、同社の設立日は昭和 47 年 11 月 18 日であることが確認でき、厚生年金保険には、同社を設立した当初から加入していたはずである。また、同社に係る申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いが、会社は 60 年 5 月末まで存続しており、当時、当該期間の厚生年金保険料は、売上代金の銀行振込分を社会保険事務所（当時）に連絡し、差押入金しているため、納付したはずである。59 年の決算書（昭和 59 年分確定申告控え）及び配当計算書謄本の写し等を提出するので、申立期間について、再調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間②については、申立人の当該期間における勤務実態は確認できるものの、オンライン記録によると、同社は昭和 59 年 12 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の厚生年金保険被保険者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人を含む被保険者全員（7人）が同日付けで被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を 60 年 2 月 25 日付けで社会保険事務所に返納していることが確認できることのほか、元社員に対する聴き取り調査において、当該期間に係る厚生年金保険料控除は無かったと思う旨の証言があったこと、及び申立人が提出した 59 年決算書は当該期間に係る資料ではないことから、同社による社会保険事務所に対する当該期間における厚生年金保険料

の納付の事実は確認することができない上、当該期間に係る厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年4月26日付けで年金記録の訂正は必要無いとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、A社は昭和60年5月末まで存在し、申立期間②における厚生年金保険料の納付については、59年決算書及び配当決算書謄本の写しにより確認できるはずである旨述べ、同社の元取締役及び今回の申立てに関する提出資料を作成したとする税理士の名前を挙げている。

しかし、上記の元取締役は、「私は、A社を昭和59年12月末に退職した。退職後も同社は存続していたと思うが、私は、60年3月から別の事業所に勤務したため、詳細は不明である。」と述べ、また、上記税理士は、「私が申立人に依頼されて作成した書類は、申立人が所持する配当決算書謄本等の書類を基に作成したものと思う。資料も無く記憶は定かではないが、当時、A社には滞納保険料があり、滞納保険料分として配当決算書謄本に記載されている金額を社会保険事務所に払っているものと思われるが、何年何月の厚生年金保険料に当たるのかは分からない。」と述べている上、当委員会での検証結果においても、当該配当決算書謄本に記載されている社会保険事務所に対する支払額(403,367円)が申立期間に係る厚生年金保険料であることを確認することはできず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、A社を設立した当初から厚生年金保険に加入していたはずである旨述べている。

しかし、商業登記簿謄本によると、A社の設立日は昭和47年11月18日であることが確認できる一方、オンライン記録から、同社は50年7月4日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人のA社における同記号番号は、昭和50年7月4日付けで払い出され、申立人は、同年7月4日付けで同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人は同日付けで被保険者資格を取得した旨の記載が確認でき、いずれもオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が名前を挙げた元取締役は、「期間ははっきりと記憶していないが、A社設立から健康保険及び厚生年金保険の加入までは、少し間が空いていたように思う。」と述べている上、当該元取締役の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び上記の被保険者記号番号払出簿から、同人

の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和50年7月4日であることが確認できる。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳から、申立人は、昭和47年4月から50年6月までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月 14 日から 50 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 11 月 16 日から 58 年 3 月 1 日まで

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は、当時、実際に支給されていた報酬月額よりも低く記録されている。申立期間は、A社の正社員として海外勤務をしていた期間であり、海外勤務者は国内勤務者より手当等を含め報酬が高くなるはずであるが、当時国内勤務をしていた同僚と比較しても、申立期間の標準報酬月額は低く、不自然である。給与明細書等はないが、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、海外勤務であった申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、海外勤務に伴う諸手当が十分に反映されたものとはなっていない旨述べている。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料が保管されていないため、申立人に係る申立期間における標準報酬月額の社会保険事務所（当時）への届出、申立期間における保険料控除額及び保険料の納付については不明であるが、現在、当社では、海外勤務者に支給される海外関連手当は、厚生年金保険の標準報酬月額算定の基礎となる報酬額には算入していない。当該取扱いの開始時期は不明であるが、過去からの取扱いを引き継ぎ現在に至っている。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立人及びA社が申立人の前任者として名前を挙げた元社員、並びに申立人が同時期に他地域に海外勤務していた者として名前を挙げた同僚の標準報酬月額の推移について当委員会で検証

した結果においても、申立人に係る標準報酬月額のみが異なる取扱いであったという事情は見当たらない。

さらに、A社から提供された申立人のB厚生年金基金の加入員記録における申立期間の標準給与額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録は、遡って訂正された形跡は見当たらず、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年4月1日から50年4月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和50年7月1日から51年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月1日から50年4月1日まで  
② 昭和50年7月1日から51年8月1日まで

私が記入した履歴書によると、A社（現在は、B社）には昭和49年4月1日に入社したことになるが、厚生年金保険の記録によると、同社での資格取得日は50年4月1日となっている。

A社が発行した昭和50年2月分の給与明細書があることから、同年4月入社ということではなく、履歴書のとおり前年の49年4月に入社したのではないかと思う。

また、A社C支店で勤務した期間のうち、当初の申立期間②の標準報酬月額が当時の給与額に比べて低い。

調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D社から提出された社員原簿、申立人がA社入社の際に記載した誓約書及び雇用保険の記録によると、申立人の同社における入社日は、昭和50年4月1日となっている。

また、昭和50年4月にA社に入社したとする申立人と同期入社の同僚10名は、全員が、「申立人は、同年4月1日入社同期であり、同年7月に同社C支店に異動になったと記憶している。申立人が、入社前の同年

2月や同年3月において同社に勤務していたことは不明であるが、自身は、入社前には勤務していない。」と供述している。

なお、申立人は、A社が発行した昭和50年2月の給与明細書を所持しているものの、当該給与明細書に記載されている本給8万5,000円は、D社から提出された初任本給表によると、同年4月入社の大卒者の本給であり、特別給3,500円は、同社から提出された資料によると、同年10月以降に支給が開始されたものであることから、当該給与明細書が申立期間①に係る給与明細書であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人から提出された昭和51年2月から同年7月までの給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額額は9万2,000円であり、オンライン記録と一致している。

また、D社は、申立人がA社C支店に異動した昭和50年7月1日における資格取得時の標準報酬月額について、「異動による資格取得時の標準報酬月額は、超過勤務手当を含めず本給等で決定している。当時の大卒初任給と見比べても、申立人の標準報酬月額9万2,000円は正しい記録と思われる。」と回答している。

さらに、申立人と同期入社で、申立人同様、昭和50年7月にA社C支店に異動した同僚3名の当該期間における標準報酬月額額は、オンライン記録から、申立人と同額の9万2,000円であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年頃  
② 昭和 63 年頃から平成元年頃まで  
③ 平成 3 年頃から 4 年頃まで

私は、申立期間①はE市にあったA社に、申立期間②はF駅付近にあったB社に、申立期間③はE市にあったC社（現在は、D社）に勤務していたにもかかわらず、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険料控除を証明する給与明細書等は残っていないが、調査の上、申立期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が提出した申立人に係る源泉徴収簿において、申立人は、昭和 62 年 7 月 30 日に同社に入社し、63 年 2 月 20 日に退職していることが確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収簿により、申立人は当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「G商品の販売員だった。」と述べており、A社は、「販売員は委任契約のため、社会保険には加入していない。」と回答しているところ、上記源泉徴収簿から、申立人は当該期間において、給与ではなく、事業所得の支給を受けていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、当該期間にB社で勤務していたと述べている。

しかしながら、B社は、「在籍が確認できないため不明。」と回答していることから、申立人の同社に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認することができない。

また、雇用保険加入記録回答票において、申立人のB社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、申立人は同社における同僚等の氏名を記憶していないため申立てに係る証言を得ることはできないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、当該期間にC社で勤務していたと述べている。

しかしながら、D社は、「既存資料では、在籍が確認できないため不明。」と回答していることから、申立人の同社に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険加入記録回答票において、申立人のC社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、申立人は同社における同僚等の氏名を記憶していないため申立てに係る証言を得ることはできないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間①から③までについて、現在、申立人の夫が勤務する事業所が加入している健康保険組合は、「申立人の夫は昭和 61 年 6 月 23 日から現在に至るまで、当組合の被保険者であり、申立人は同年 12 月 13 日に被扶養者認定されて以来、現在に至るまで、途中で被扶養者を外れた旨の記録は無い。」と回答している上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月1日から30年10月1日まで  
② 昭和31年1月23日から同年10月1日まで  
③ 昭和51年8月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、申立期間①及び②は1万6,000円となっているが、当時の給与額は毎年昇給していたことから、標準報酬月額が直前のものより減額になるとは考えられないので、1万8,000円であったはずである。

申立期間③は、標準報酬月額の上限額である32万円となるとところ28万円と記録されている。

調査の上、申立期間①から③までの標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は、1万8,000円であったと主張している。

しかしながら、A社は、当該期間に係る賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の申立てどおりの保険料控除及び届出の内容については不明と回答しており、申立人の当該期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、同僚の申立期間①及び②に係る標準報酬月額を調査したところ、複数の者についても申立人と同様に当該期間に係る標準報酬月額が直前の標準報酬月額と比較して減額となっており、申立人の標準報酬月額が同僚と相違して減額となっている状況は見当たらない。

さらに、当該期間に係るA社B支店及び同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに申立人の厚生年金保険被保険者台帳を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な記載は無く、オンライン記録とも一致している。

申立期間③について、申立人は、当該期間当時の給与額は標準報酬月額の上限額を上回る額を支給されていたと主張している。

しかしながら、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当該期間の直前は上限額の20万円であったところ、昭和51年8月の法改正（上限額20万円を32万円に改定）に伴い、同年8月から28万円に増額となる改定が行われている上、同年10月の定時決定では上限額の32万円に増額決定されており、申立人と同年代の5名の同僚についても、申立人と同様の改定が行われていることから、標準報酬月額の改定に関する社会保険事務所（当時）の一連の事務処理にも不自然さはいかたがえがない。

さらに、複数の同僚が、「標準報酬月額は、当時の給与額に見合う額である。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 7472

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 42 年 3 月 31 日に A 社を実家の手伝いのために退職した。  
申立期間当時の厚生年金保険被保険者証を保管しており、脱との押印があるが、脱退手当金をもらった記憶は無く、印の日付が同社を退職後 2 年以上も経過した日であることを、平成 18 年頃に初めて知った。B 年金事務所に確認したものの、書類は残っていないということであったが、申立期間を調査して被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がされているとともに、脱退手当金の支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、A 社の被保険者資格喪失後に、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、昭和 45 年 2 月まで加入していないことから、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 21 日から同年 12 月 1 日まで  
平成 11 年 8 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）C 支店に正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 8 月 21 日であることは納得できない。また、同年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日までは、同社 D 営業所に契約社員として勤務した。給与面の条件説明の際に、厚生年金保険等の社会保険の取扱いは正社員と同じであると認識したので、国民年金には加入しなかった。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る人事記録及び申立人の退職願によると、申立人は、平成 10 年 4 月 1 日に A 社に入社、11 年 8 月 20 日に同社 C 支店を依願退職し、同年 9 月 1 日から同社 D 営業所にパート・アルバイトとして採用され、同年 11 月 30 日に同契約が終了していることが確認できる。

また、B 社から提出された A 社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、平成 11 年 8 月 21 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同社が加入していた E 厚生年金基金の申立人に係る中脱記録照会（回答）においても、申立人は、同年 8 月 21 日付けで同基金の加入員資格を喪失していることが確認でき、いずれもオンライン記録と一致するとともに、雇用保険の記録とも符合する。

さらに、B 社から提出された申立人に係る平成 11 年分個人別賃金管理台帳によると、同年 8 月分から同年 11 月分までの給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。



加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。